

意見公募手続により提出された意見、その考慮の結果及び理由について

1 規則等の案の題名

静岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則の一部改正について（案）

2 意見公募手続を実施した期間

令和6年10月10日（木）から令和6年11月11日（月）まで

3 提出された意見の件数

3件

4 提出された意見、その考慮の結果及び理由

	提出された意見	考慮の結果	理由
1	「市長等」が2つ出てくるので、違いの分かる表現とすることは可能でしょうか。（読み方が間違っていたらすみませんが、最初の「市長等」は確認をする市長等、後の「市長等」は処分通知等を行った市長等であると考えられ、入れ子構造の文章のため大変読みにくいです。）	規則等の内容に次のとおり反映する。 「市長が別に定める方法により、処分通知等を行った市長等を確認するための措置」	「処分通知等を行った市長等を確認するための措置」を別に定めることができるのは、市長等ではなく、市長に限定することが適切であるため。 これにより、市長等を2回使用しないことで、各内容を明確にしました。
2	御市の一般的な形式であれば差し支えないですが、表の項目の「改正後（案）」は「改正（案）」ではないでしょうか（改正が認められた後は「改正後」になる）。確認をお願いします。	規則等の内容に反映しない。	提出された意見は「新旧対照表の項目名」に関して確認するものであり、規則等の修正を要する内容でないため。 なお、意見公募手続の「新旧対照表の項目名」に明確な取り決めはありませんが、適切な表現になるように検討いたします。
3	「用語の説明」にある、「処分通知等」と「申請等」の説明が同一のため、記載が正しいのか確認をお願いします。	規則等の内容に反映しない。	提出された意見は「用語の説明」に関して確認するものであり、規則等の修正を要する内容ではないため。 なお、ご指摘のとおり申請等と処分通知等の説明が同一であったため、以下のとおり申請等の説明を訂正させていただきます。 【申請等の説明】 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。